

する。

4. 誤使用による被害事故発生商品の製品表示、記載内容の分析と各種関係法律、自主基準等の調査：誤使用・被害事故が発生している製品の各種関係法律（家庭用品品質表示法、薬事法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法）、および自主基準（家庭用カビ取り剤・カビ防止剤、酸性又はアルカリ性洗浄剤、家庭用シミ抜き剤、家庭用不快害虫用殺虫剤、家庭園芸農薬等）による家庭用化学製品の表示に関する規制項目や内容について調査する。

一方、誤使用による被害事故発生件数の多い製品（漂白剤 10 製品、ポット用洗浄剤 6 製品、不快害虫用殺虫剤 22 製品等）、中毒症状発現率の高い製品（カビ取り剤 5 製品、トイレ用洗浄剤 5 製品、クレンザー 5 製品、殺虫剤 5 製品等）を中心に、約 160 製品のラベルを収集し、その記載項目や内容、表示方法を検討するとともに、関係法律や自主基準と比較・検討する。

5. 洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査：2001 年に日本中毒情報センターで把握した家庭用洗剤・洗浄剤に起因する 3,041 件中、誤使用の割合が高く、法律や自主基準のあるカビ取り用洗浄剤とこれらがないポット用洗浄剤について発生状況と製品表示内容を比較・検討する。

6. 家庭用殺虫剤・防虫剤・園芸用品に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査：2001 年に日本中毒情報センターで把握した家庭用殺虫剤類に起因する 4,548 件の中から衛生害虫または不快害虫用殺虫剤のくん煙剤・全量噴射型エアゾール 50 件、エアゾール剤 146 件、うじ殺し剤 72 件について、事故の発生状況を分析し、試買した商品の製品表示内容と比較する。

7. 乾燥剤類・化粧品・家庭用雑貨等の誤使用・被害事故に関する詳細調査：今年度は、2001 年の日本中毒情報センターの受信記録から、乾燥剤・鮮度保持剤による事故 1,724 件と義歯洗浄剤による事故 181 件を対象に事故の発生状況と製品表示内容や剤型との関係を解析す

る。

8. 家庭用品の誤使用・被害事故の発生状況、原因物質と臨床症状、重症度の検討

：2001 年の受信記録で何らかの臨床症状を有すると考えられた 3,456 症例と、2002 年に事後に追跡調査を行い医療機関から調査用紙を回収できた 571 例を対象に、その発生状況、原因物質と中毒症状、重症度の評価を行う。

9. 家庭用ゴム・プラスチック・繊維製品に起因するアレルギー性接触皮膚炎等の慢性的な健康障害に関する原因究明及び発生防止のための情報提供手段としての製品表示の評価に関する研究：今年度はゴム手袋等家庭用ゴム製品を調査対象として、アレルギー性接触皮膚炎等の慢性的な健康被害について調査する。用途では家庭用、医療用、工業用を、材質では天然ゴム、合成ゴムを対比させつつ、製品表示のチェック、消費者へのアンケート調査、メーカーへの問い合わせ等により、健康被害の発生状況、原因究明の現状、消費者における製品表示の理解度等について調査・検討する。

10. 抗菌製品による健康障害の原因究明と防止のための製品表示法の評価に関する研究：抗菌防臭、除菌、消臭、衛生、防カビ、防虫、防ダニ加工などと表示されている抗菌製品を対象に、系列の異なる大手スーパー 2 店舗（ダイエー、イズミヤ）で、定点観測方式による製品表示の店頭調査を実施する。これをデータベース化するとともに、今年度の調査結果と過去 10 年間の調査結果を比較・検討する。

C. 結果および考察

1. 消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査：事例と製品ごとのアンケート回収率は 55 ~ 57% であった。実際の事故事例を提示しても、現在の製品表示で十分に健康被害事故が防げると考える人（20 ~ 43%）より、事故防止は難しいと考える人（48 ~ 66%）の方が多かった。事故防止が難しいと考える人の挙げる製品表示の問題点は、記載内容について記載

不十分(135 件)、具体的な記載でない(46 件)などであり、少數ではあるが成分などの専門用語が判りにくい(10 件)、実際の健康被害事故などの記載がない(8 件)などもあった。表示方法については、文字が小さい(45 件)、読む必要性が感じられない(24 件)などであった。これららの問題に対する改善策は文字などを工夫して表示を読みやすくする(71 件)、健康被害事故の記載をする(34 件)、図・絵を効果的に使用する(31 件)などであり、消費者の製品表示を読む意識を高める必要があるとする意見も 13 件あった。

今回の結果より、消費者は製品表示にある程度の関心を示すが、誤使用を防ぐための十分な製品情報は得られていないことが判明した。

2. 製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査：アンケート回収率は 71% で、44 社から回答を得た。製品表示作成担当者は、一般的な健康被害事例は良く認識している(95 %)が、自社製品で健康被害事故が発生する可能性の認識は、50 % と危険認識度が低かった。さらに、自社製品で健康被害事故が発生した場合に予想される重症度(無症状、外来受診、入院、死亡)の認識は、無症状または受診しない程度が 5 社(11 %)、外来受診まで 25 社(57 %)、入院まで 9 社(21 %)であり、死亡まで起こり得ると考えたのは 5 社(11%)のみであった。家庭用化学製品の中では毒性が強い成分を使用している殺虫剤・防虫剤に関する調査であったが、担当者の重症度認識は低いことが明らかになった。

製品表示は、ほぼ 100 % が各業界団体が作成している表示作成自主基準および関連法規制に従って記載していると回答した。製品表示を作成する上で利用している基礎資料は、各製品・成分の MSDS が最も多い、44 社中 39 社(89 %) であった。次いで、他機関で行った毒性試験が 33 社(75 %)、自社で行った毒性試験が 16 社(36 %) と続き、類似製品の毒性試験や既存の出版物もあった。

製品表示作成に際し、日本中毒情報センター(JPIC) のアドバイスを希望する業者が 73 %、JPIC からの事故状況報告が製品表示に有効であると考えた業者が 91 % を占め、JPIC が関与する製品表示作成システムの必要性が明らかになつた。

3. 家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査：2001 年に日本中毒情報センターで把握した家庭用化学製品の被害事故、27,280 件のうち、そのほとんどは乳幼児や高齢者等の認識や判断が困難な状況で発生した事故であった。誤使用による事故と確認できたのは 1,792 件(6.6%) で、誤使用の多い製品は、漂白剤類(474 件)、洗剤・洗浄剤類(407 件)、乾燥剤類(214 件)、殺虫剤類(199 件)、化粧品類(111 件) の順であった。

これら誤使用の内訳は、①本来と異なる用途に使用した例(用途誤り)、②使用方法が不適切であった例(用法誤り)、③別の薬剤と誤って使用、④薬剤の存在に気づかず使用した例(誤認) などに分類できる。また同じ用法誤りでも“過量使用”、“長時間使用”、“換気不良”、“保護具不適切”、“薬剤混合”、など、事故の大部分は適切な製品表示とその遵守により防止可能と考えられた。

この検討で確認できた誤使用による事故 1,792 件は、家庭用化学製品において「起こりやすい製品」と「起こりやすい事故」を示唆するものであり、事故防止対策を検討するうえで貴重な情報となる。

4. 誤使用による被害事故発生商品の製品表示、記載内容の分析と各種関係法律、自主基準等の調査：家庭用品品質表示法の指定品目は限られており、自主基準を含めても品目数は未だ不十分である。また、品質表示基準のない家庭用化学製品はもちろん、これが存在する製品についても、表示項目はあっても、その表示内容は製品ごとに大きく異なっていた。さらに、外箱、添付文書、容器等への直接印刷など表示場所にも問題があった。製品表示と健康被害の発

生状況との関連性を追求し、製品表示内容を評価するため、今後はこれらをデータベース化して行く必要がある。

5. 洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査：自主基準のあるカビ取り用洗浄剤の製品表示内容は商品間でほぼ統一されていたが、自主基準の存在しないポット用洗浄剤では、製品表示内容に大きなばらつきがあった。また、カビ取り剤では事故件数 131 件の 80%以上にあたる 109 件が、商品表示に事故防止に関する注意事項が記載されているにもかかわらず、発生していることが判明した。

6. 家庭用殺虫剤・防虫剤・園芸用品に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査：衛生害虫または不快害虫用殺虫剤のくん煙剤・全量噴射型エアゾール 50 件、エアゾール剤 146 件、うじ殺し剤 72 件で原因となった商品の製品表示には、事故防止に関する注意点がいずれも記載されていた。今後は被害事故発生時に、製品表示を読んだか否か、健康被害が予測出来たか否か、さらに健康被害防止の工夫された製品の有用性や健康被害防止策を問うアンケート調査を prospective に実施する。

7. 乾燥剤類・化粧品・家庭用雑貨等の誤使用・被害事故に関する詳細調査

：乾燥剤・鮮度保持剤による事故 1,724 件のうち、その 70%以上は 5 歳以下の小児の誤食例であるが、成人や高齢者においても年間 300 件以上の事故が発生しており、その半数は医療機関を受診していた。成人例の多くは封入されていた食品や医薬品そのもの、あるいは食品の調味料と誤認して誤食しており、一部は食品に封入されていた乾燥剤・鮮度保持剤に気づかず調理して誤食した事例もあった。乾燥剤・鮮度保持剤については製品表示の改良よりも、封入されている商品の包装方法等の物理的な改良が事故の減少に直結すると考えられる。

義歯洗浄剤による事故、181 件のおよそ 70% は、高齢者が未使用の錠剤をそのまま誤食して医療機関を受診した事故であった。特定商品で

の事故発生はなく、事故の発生頻度と市場占有率は相關していた。製剤の外観から医薬品と誤認した事故が発生しており、誤食を注意喚起する表示が個包装に必要で、容易に認識できる剤型とするべきである。

8. 家庭用品の誤使用・被害事故の発生状況、原因物質と臨床症状、重症度の検討：誤使用・被害事故に基づく症例は全体の約 1/4 で、初診時に症状を認めたのはその約 1/3 に過ぎない。死亡例を 2 例認めたが、いずれも誤使用・被害事故によるものではなく、重症度は意図的摂取例等に比較して低い。誤使用・被害事故例の重症度は低いが、発生症例数の多い漂白剤類、洗剤・洗浄剤類等への対応が重要である。

9. 家庭用ゴム・プラスチック・繊維製品に起因するアレルギー性接触皮膚炎等の慢性的な健康障害に関する原因究明及び発生防止のための情報提供手段としての製品表示の評価に関する研究：

(1) 天然ゴム製手袋では、遅延型アレルギーであるアレルギー性接触皮膚炎と即時型アレルギーが発生していたが、前者はゴム添加剤のジチオカーバメート系加硫促進剤、p-フェニレンジアミン系老化防止剤が、後者は天然ゴムラテックス由来の水溶性タンパク質が原因化学物質となっていた。

(2) 家庭用には医療用や検査用手袋で「使用上の注意」に記載されていたラテックスアレルギーに関する記述（症状、対応策等）がほとんど記載されていなかった。

(3) ゴム添加剤の化学物質等安全データシート (MSDS) は、ゴム業界が既に原因究明結果を取り入れて改訂がなされているが、アレルギー性接触皮膚炎の原因化学物質に関する情報は具体的には記載されておらず、MSDS の改訂が活かされていなかった。

10. 抗菌製品による健康障害の原因究明と防止のための製品表示法の評価に関する研究：調査商品数は 869 商品で、各製品の表示をデジタルカメラで撮影し、データベース化するととも

に、商品名、製品分類、製造者、販売者、主組成、組成表示、ブランド SEK 番号、薬剤分類、使用薬剤等の項目は文字入力し、作成した抗菌防臭加工データベースに蓄積した。今年度の調査結果と、過去 10 年間の調査結果を比較し、ほとんど進展のないことが判明した。

一方、製品表示の元となる化学物質等安全データシート (MSDS) について、今年度は主として繊維製品を製造している関西地区のメーカー 92 社を対象に、MSDS 取り扱い方法のアンケート調査と、各社の保有している MSDS の提供を依頼した。しかしアンケートの回収率は低く (34 社)、MSDS の提供はさらに低率であった (14 社)。このことは、製品の安全性確保への取り組みが不十分な企業が多いものと考えられる。

D. 結 論

家庭用化学製品に含まれる化学物質に起因する中毒や、家庭用ゴム・プラスチック、繊維製品、抗菌製品等に起因する慢性的な健康被害について、発生状況や原因製品－原因化学物質の関連性等を明らかにし、製品表示内容から消費者がこれらの健康被害を予測できるかという観点から、種々の調査・研究を行った。その結果、以下のことが判明した。

誤使用による家庭用品の健康被害では、重症例は少ないが発生頻度は極めて高い。家庭用品品質表示法の指定品目は限られており、自主基準を含めても品目数は未だ不十分である。また、品質表示基準のない家庭用化学製品はもちろん、これが存在する製品についても、表示項目・表示内容の吟味とその表現方法、表示場所、剤型や包装の工夫が必要である。

製品表示作成者の危険認識度は低く、これを高めること、製品表示の作成に際しては基礎資料として用いられている化学物質等安全データシート (MSDS) や既存の出版物を十分に反映させるとともに、日本中毒情報センターが把握している事故発生状況や臨床症状等を参考にす

べきである。

今後の課題は、単なる表示内容のガイドラインではなく、製品表示の作成手順を含むシステムを開発することと、家庭用品の表示内容を登録・評価するシステムを構築することである。

E. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査、第 25 回日本中毒学会総会演題応募予定
- 2) 製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査、第 25 回日本中毒学会総会演題応募予定
- 3) 家庭用品の誤使用・被害事故の発生状況、原因物質と臨床症状、重症度の検討、第 31 回日本救急医学会演題応募予定

F. 知的所有権の取得状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）

分担研究報告書

消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査

分担研究者 飯塚富士子 (財) 日本中毒情報センター 係長
協力研究者 黒木由美子 (財) 日本中毒情報センター 施設長
協力研究者 助川 知美 (財) 日本中毒情報センター 職員
協力研究者 吉岡 敏治 大阪府立病院 救急診療科 部長

研究要旨：家庭用化学製品における成分、使用上の注意などの製品表示と実際の健康被害事故との関係を消費者に対して検証した報告はまだない。そこで、本研究では、消費者が誤使用により発生した健康被害事故を製品表示から予測できるかについて、表示理解度に関するアンケート調査を行った。

アンケート対象者を県立高校の保護者 640 名とし、対象製品は家庭用化学製品全体、および日本中毒情報センター（以下 JPIC）への問い合わせ症例より受信時に有症率の高い製品 2 種（カビとり剤、家庭用殺虫剤）と誤使用による事故が多い製品 2 種（ポット洗浄剤、鮮度保持剤）とした。アンケートは実際に発生した健康被害事故の状況と製品表示を示し、事故の発生が予測できるかについて問う設問とした。アンケート調査は文書の配布、回収を学校に依頼する方法とした。回収率は 55～57% であった。

家庭用化学製品全体調査では、購入時に製品表示を一部あるいはさらっと読むが 92% で、「使用上の注意」に注目する人は 52% であった。また、各製品の調査においても使用時に製品表示を一部あるいはさらっと読むが 63～83% で、「使用上の注意」に注目する人は 54～74% であった。現在の製品表示で十分に健康被害事故が防げると考える人（20～43%）より事故防止は難しいと考える人（48～66%）の方が多かった。事故防止が難しいと考える人の挙げる製品表示の問題点は記載内容について、記載不十分 135 件、具体的な記載でない 46 件などであり、少数ではあるが成分などの専門用語が判りにくい（10 件）、実際の健康被害事故などの記載がない（8 件）などもあった。表示方法については、文字が小さい 45 件、読む必要性を感じられない 24 件などであった。これらの問題に対する改善策は文字などを工夫して表示を読みやすくする 71 件、健康被害事故の記載をする 34 件、図・絵を効果的に使用する 31 件などであり、消費者の製品表示を読む意識を高める必要があるとする意見も 13 件あった。

今回の結果より、消費者は製品表示にある程度の关心を示すが、誤使用を防ぐための十分な製品情報は得られていないことが判明した。現在の製品表示では事故防止は難しいと考え、その理由は記載内容が不十分で具体的でないため読みにくい、表示方法は文字が小さく見にくいなどであった。消費者の望む製品表示は専門用語をできるだけ避け、誰でも理解できる具体的な記載内容で、文字が大きく、図・絵を取り入れた効果的な表示方法であり、さらに誤使用が起こりにくい容器などの改善、製品表示を読む意識を高める教育や指導などの要望があることも判明した。

家庭用化学製品の製品表示は、一瞬で目に入り内容が理解できる表示方法の工夫が必要であると考えられる。また、消費者に対しては製品表示を必ず読み、記載事項を守ることを徹底させる教育や指導が必要と考えられる。

A.研究目的

2001 年に日本中毒情報センター（以下 JPIC）で受信した家庭用化学製品による問い合わせは 27,280 件あった。そのうち誤使用による問い合わせは 1,792 件であった¹⁾。

家庭用化学製品における成分表示、使用上の注意などの製品表示と、実際の被害事故との関係を消費者に対して検証した報告はまだない。

そこで本研究では、事故回避に効果的な表示の検討を行うため、消費者が製品表示から誤使用により発生する健康被害事故を、予測できるかについて表示理解度に関するアンケート調査を行った。

B.研究方法

アンケート対象者は、県立高等学校の保護者 640 名とした。

アンケートの対象製品は、家庭用化学製品全体、および JPIC への問い合わせ症例より、受信時に有症率の高い製品 2 種（カビとり剤、家庭用殺虫剤）と誤使用による事故が多い製品 2 種（ポット洗浄剤、鮮度保持剤）とした。

アンケート内容は、実際に発生した健康被害事故の状況と製品表示を示し、事故の発生が予測できるかについて問う設問とした。

アンケート調査は、文書の配布、回収を学校に依頼する方法とし、期間は 2003 年 1 月 14 日～31 日とした（資料 1）。

文書は家庭用化学製品全体（資料 2）を 640 名、カビとり剤（資料 3）とポット洗浄剤（資料 4）を組み合わせた文書を 320 名、家庭用殺虫剤（資料 5）と鮮度保持剤（資料 6）を組み合わせた文書を 320 名に配布した。その結果、家庭用化学製品全体は 356 名、カビとり剤とポット洗浄剤は 181 名、家庭用殺虫剤と鮮度保持剤は 175 名から回答があった。回収率はそれぞれ 56%、

57%、55% であった。

C.研究結果

1.家庭用化学製品（全体）

家庭用化学製品を購入する際、回答者 356 名中「全体をさらっと読む」が最も多く 47%、次に「一部だがきちんと読む」が 45%、「製品表示全体をていねいに読む」は 5% で、程度の差こそあれ製品表示を読む人は 97% と多かった。「読まない」、「関心がない」は合わせてもわずかに 3% であった（表 1）。また、購入する際、製品表示の注目する項目は「成分表示」が 54%、「使用上の注意」が 52%、「メーカー名」が 20%、「製品名」が 14% であった（表 2）。

実際に家庭用化学製品による健康被害を経験している人は 356 名中 3 名で次亜塩素酸ナトリウム含有のカビとり剤（2 名）と次亜塩素酸ナトリウム含有のトイレ洗浄剤（1 名）によるものであった。カビとり剤による健康被害は、窓を全開にしないで使用したため頭がボーッとした事例と使用中に喉、頭が痛くなった事例であった。トイレ洗浄剤による健康被害は、トイレ清掃中にクレンザーとの併用で異臭があり気分不良になった事例であった。

2.カビとり剤

1) 使用実態と健康被害事故認識調査

使用している人は、181 名中 144 名（80%）であった。144 名中、「年に数回の使用」が 106 名（74%）、次いで「月に 1~2 回」が 36 名（25%）で、週に 1 回以上使用する人は 2 名（1%）であった。使用する際、「一部だがきちんと読む」が最も多く 47%、次に「製品表示全体をていねいに読む」が 28%、「全体をさらっと読む」が 24% で程度の差こそあれ製品表示を読む人は実に 99% であった。「読まない」、「関心がない」は合わせても、わずかに 1% であった（表 3）。また、

使用者 144 名が使用する際、製品表示の注目する項目は「使用上の注意」が 95 名 (66%)、「成分表示」が 30 名 (21%)、「製品名」が 29 名 (20%) であった（表 4）。使用時に「換気をする」は 141 名 (98%)、「マスクを着用」は 76 名 (53%)、「手袋を着用」は 117 名 (81%) であった。

JPIC の問い合わせ症例の健康被害について 181 名中 138 名 (76%) が認識していた。認識していなかった人は 31 名 (17%) であった。

なお、酸性の洗浄剤と混合すると塩素ガスが発生することを知っている人は 181 名中 121 名 (67%) であった。

実際に健康被害を経験した人は 181 名中 13 名 (7%) であった。

2) 製品表示からの危険認識調査

現在の製品表示から誤使用による健康被害事故は「十分防げる」と認識している人が 78 名 (43%)、「一部の事故は防げる」と認識している人が 79 名 (44%)、「防げない」と認識している人が 7 名 (4%) であった。

現在の製品表示で誤使用による健康被害事故が十分に防げると認識している人 78 名が事故防止に役立つと考える項目は「使用上の注意」71 名 (91%)、「応急処置」26 名 (33%)、「成分表示」16 名 (21%) であった（表 5）。また、一部の事故は防げる、あるいは防げないと認識している 86 名が製品表示で記載内容不足などと考える項目（表 6）は「使用上の注意」が 33 名 (38%)、「応急処置」が 10 名 (12%)、「成分表示」が 6 名 (7%)、「その他」が 2 名 (2%) であった。その内容は、記載不十分 31 件、使用法が判りにくい 7 件、具体性に欠ける 5 件、健康被害事故などの記載がない 4 件などであった。他に表示の問題点として、文字が小さく目立たない 11 件、読む必要性を感じる表示ではない 8 件、必ず守らなければならぬことが判りにくい 1 件の意見が

あった（表 7）。

製品表示内容などの改善策（表 8）は 45 名から回答があり、守ってほしいことを明確に記載する 11 件、文字を大きく目立つようにする 9 件、健康被害事故によって発生する症状などを記載する 7 件などであった。

3.家庭用殺虫剤

1) 使用実態と健康被害事故認識調査

使用している人は 175 名中 140 名 (80%) であった。140 名中、「年に数回の使用」が 110 名 (79%)、次いで「月に 1~2 回」が 14 名 (10%) で、週に 1 回以上使用する人は 15 名 (11%) であった。使用する際、「一部だがきちんと読む」がもっとも多く 44%、次に「さらっと読む」が 39%、「製品表示全体をていねいに読む」が 11% で、程度の差こそあれ製品表示を読む人は 94% であった。「読まない」、「関心がない」は合わせてもわずかに 6% であった（表 9）。また、使用者 140 名が使用する際、製品表示の注目する項目は「使用上の注意」が 103 名 (74%)、「成分表示」が 32 名 (23%)、「製品名」が 29 名 (21%)、「メーカー名」21 名 (15%) であった（表 10）。使用時に「換気をする」は 117 名 (84%)、「マスクを着用」は 27 名 (19%)、「手袋を着用」は 21 名 (15%) であった。

JPIC の問い合わせ症例の健康被害について 175 名中 103 名 (59%) が認識していた。認識していなかった人は 63 名 (36%) であった。

健康被害を経験した人は 175 名中 6 名 (3%) であった。

2) 製品表示からの危険認識調査

現在の製品表示から誤使用による健康被害事故は「十分防げる」と認識している人が 57 名 (33%)、「一部の事故は防げる」と認識している人が 96 名 (55%)、「防げない」と認識している人が 11 名 (6%) であった。

現在の製品表示で誤使用による健康被害事故が十分に防げると認識している人 57 名が事故防止に役立つと考える項目は「使用上の注意」52名(91%)、「使用法」31名(54%)、「成分表示」8名(14%)であった(表11)。また、一部の事故は防げる、あるいは防げないと認識している107名が製品表示で記載内容不足などと考える項目(表12)は「使用上の注意」が32名(30%)、「応急処置」が10名(9%)、「その他」が4名(4%)であった。その内容は、記載不十分39件、具体的な記載がない7件などであった。他に表示の問題点として文字が小さく目立たない17件、記載内容が多く判りにくい13件、読む必要性を感じる表示ではない8件、簡単に噴射できる容器に問題がある4件などであった(表13)。

製品表示内容などの改善策(表14)は、62名から回答があり、文字を大きくする、色を付けるなどの工夫をして読みやすくする18件、健康被害事例、症状を記載する15件、図・絵を効果的に使って見やすくする11件などであった。

4. ポット洗浄剤

1) 使用実態と健康被害事故認識調査

使用している人は181名中24名(13%)であった。24名中、「年に数回の使用」が19名(79%)、次いで「月に1~2回」が5名(21%)であった。使用する際、「製品表示全体をていねいに読む」が最も多く38%、次に「一部だがきちんと読む」が33%、「さらっと読む」が29%で、程度の差はあるが100%製品表示を読んでいた(表15)。また、使用者24名が使用する際、製品表示の注目する項目は「使用上の注意」が16名(67%)、「成分表示」が10名(42%)であった(表16)。

JPICの問い合わせ症例の健康被害について181名中15名(8%)が認識していた。

認識していなかった人は145名(80%)であった。

健康被害を経験した人はいなかった。

2) 製品表示からの危険認識調査

現在の製品表示から誤使用による健康被害事故は「十分防げる」と認識している人が37名(20%)、「一部の事故は防げる」と認識している人は85名(47%)、「防げない」と認識している人が27名(15%)であった。

現在の製品表示で誤使用による健康被害事故が十分に防げると認識している人37名が事故防止に役立つと考える項目は「使用上の注意」29名(78%)、「成分表示」11名(30%)、「応急処置」10名(27%)であった(表17)。また、一部の事故は防げる、あるいは防げないと認識している112名が製品表示で記載内容不足などと考える項目(表18)は「使用上の注意」が51名(46%)、「成分表示」が12名(11%)、「その他」、「応急処置」がそれぞれ10名(9%)であった。その内容は、記載不十分31件、「洗浄中」を知らせる方法の記載がない19件、具体的な記載がない16件などであった。他に表示の問題点として、内容が理解しにくい表示の仕方である5件、文字が小さく目立たない4件などの意見があった(表19)。

製品表示内容などの改善策(表20)は、56名から回答があり、「ポット洗浄中」のステッカーを貼る(シールを添付する)23件、文字を大きくし見やすくする12件、健康被害事故の実例や症状を記載する9件などであった。

5. 鮮度保持剤

1) 使用実態と健康被害事故認識調査

鮮度保持剤が食品と一緒に封入されている事を認識している人は175名中141名(81%)であった。一緒に封入されている食品を使用する際、鮮度保持剤の製品表示を「さらっと読む」が最も多く55%、次に

「一部だがきちんと読む」が 24%、「製品表示全体をていねいに読む」が 1%で、程度の差こそあれ製品表示を読む人は 79%であった。「読まない」、「関心がない」は合わせて 21%であった（表 21）。また、食品を使用する際、鮮度保持剤の製品表示で注目する項目は「使用上の注意」が 76 名（54%）、「成分表示」が 69 名（49%）であった（表 22）。

健康被害を経験した人は 175 名中 2 名（1%）であった。

2) 製品表示からの危険認識調査

現在の製品表示から誤使用による健康被害事故は「十分防げる」と認識している人が 56 名（32%）、「一部の事故は防げる」と認識している人が 99 名（57%）、「防げない」と認識している人が 17 名（10%）であった。

現在の製品表示で誤使用による健康被害事故が十分に防げると認識している人 56 名が事故防止に役立つと考える項目は「使用上の注意」48 名（86%）、「成分表示」13 名（23%）であった（表 23）。また、一部の事故は防げるあるいは防げないと認識している 116 名が製品表示で記載内容不足などと考える項目（表 24）は「使用上の注意」が 35 名（30%）、「応急処置」が 14 名（12%）、

「成分表示」が 13 名（11%）、「その他」が 4 名（3%）であった。その内容は、記載不十分 34 件、具体的な記載でない 18 件などであった。他に表示の問題点として、文字が小さく目立たない 13 件、表示が小さく目立たない 11 件、全体の色調が同じなので目立たない 7 件などの意見があった（表 25）。

製品表示内容などの改善策（表 26）は、72 名から回答があり、文字を大きく、色をつけるなどの工夫をして製品表示を目立つようとする 32 件、外袋に付着させたり、封入してあることを外袋に明記するなど外袋の工夫をする 18 件、図・絵を効果的に使う 9 件などであった。

D. 考察

消費者が誤使用により発生する健康被害事故を、製品表示から予測できるかについて、表示理解度に関する実態を把握した。

家庭用化学製品全体のアンケート調査では、製品購入時に製品表示を読む人は 97% と多かったが、ていねいに読む人は 5% で、ほとんどの人が一部あるいはさらっと読む程度であった。また、製品表示の「使用上の注意」は誤使用を防ぐためには、必ず読まなければならぬ項目であるが、52% しか注目していない。これらより消費者は家庭用化学製品を購入する際、製品表示に関心を示すが、誤使用を防ぐための十分な製品情報は得られていないことが明らかになった。

各製品のアンケート調査では、ポット洗浄剤以外では、使用している人が 80% と多かったが、年間に数回使用するが 74~79% と使用頻度は低かった。使用する際、製品表示を読む人は 79~100% が多いが全体をていねいに読む人は 1~38% と少なく、一部あるいはさらっと読む人が 63~83% と多かった。また、製品表示を読む際、「使用上の注意」に注目する人がどの製品においても多かったが 54~74% で、誤使用を防ぐためにはまだ十分とはいえない。調査した 4 種の家庭用化学製品のうち、カビとり剤には全製品に使用時に必ず換気とマスク・手袋の着用の記載があった。守っている人は換気で 98%、手袋着用で 81% と多かったが、マスク着用では 53% と約半数の人は守っていなかった。家庭用殺虫剤には使用時に部屋を開放する、換気をしてから入室をするなどの記載はあったため、84% の人は換気を行っていたが、マスク・手袋の着用に関する記載がなかっただけ、マスク・手袋を着用していた人は 19%、15% と少なかった。

以上より各製品の使用実態の調査においても家庭用化学製品全体の調査と同様、使

用する際、製品表示に関心を示す人は多いが、誤使用を防ぐための十分な製品情報は得られていないことが明らかになった。

実際の家庭用化学製品の製品表示から健康被害の発生が予測できるかに関しては、現在の製品表示で十分に健康被害事故が防げると考える人（20～43%）より、事故防止は難しい（一部の事故は防げるあるいは防げない）と考える人（48～66%）の方が多かった。事故防止は難しいと考える人が挙げる製品表示の問題点は記載内容と表示方法の2点であった。記載内容では、全ての製品で記載が不十分である（調査した4製品合計でのべ135件）で最も多く、次に具体的な記載でない（4製品でのべ46件）などであった。少数ではあるが、成分などに専門用語が使用されているので理解しにくい（4製品でのべ10件）、実際の健康被害事例、症状の記載がない（4製品でのべ8件）などの意見もあり、これらより現状の製品表示からは健康被害事故発生の危険認識は困難であると考えられた。表示方法では、文字について小さいため目立たない、インパクトがないなどの意見（4製品でのべ45件）が多かった。また、読む必要性を感じられないとの意見（4製品でのべ24件）があったが、これは限られたスペースに多くの記載があるため、内容が判りにくいためとする意見（4製品でのべ13件）と関連性があると考えられる。家庭用殺虫剤では一度に大量に使用が可能である容器などに問題がある4件、鮮度保持剤では食品と一緒に封入されているため、食品と勘違いしてしまう6件、包装が小さいので見落としてしまう5件など製品容器や包装の問題を指摘する意見もあった。

このような家庭用化学製品の製品表示内容などの問題に対し、消費者が考える改善策は、アンケート調査した全製品で、文字を大きく読みやすくする（4製品でのべ71

件）、健康被害事例の記載をする（4製品でのべ34件）、図・絵を効果的に使用する（4製品でのべ31件）などであった。少数ではあったが、消費者の意識を高める教育、指導などの啓発活動が必要とする意見も（4製品でのべ13件）あった。

今回行ったアンケート調査の結果より、消費者は家庭用化学製品の製品表示に関心を示すが、誤使用を防ぐための十分な製品情報は得られていないことが明らかになった。また、現在の製品表示では誤使用による健康被害事故の防止は困難であると考え、製品表示が読みにくいと考える人が多いことも明らかになった。これらより、消費者の望む製品表示は専門用語をできるだけ避け、誰でも理解できる具体的な記載内容で、文字が大きく、図・絵を取り入れた効果的な表示方法であり、さらに、誤使用が起これにくいくる容器などの改善、製品表示を読む意識を高める教育や指導などの要望もあることが判明した。

2002年3月に発表された「化学物質安全対策に関するNPO団体等との意見交換会報告書について」²⁾において、製品表示では、目標を「表示がわかりやすくする」に置き、達成可能な3点のアプローチの確認がなされた。そのアプローチは①簡単にだれでも理解できる統一表示の体系の整備②正確で納得できる情報が得られる③表示に関する相談・啓発が充実されるであった。本研究の消費者が望む製品表示はこのアプローチとほぼ同様であることが判明した。

家庭用化学製品の製品表示に関する法規制は少なく、製品表示に一定の基準がないのが現状である。今回アンケート調査を行った4製品においても、カビとり剤で「家庭用品品質表示法」が適応になり、家庭用殺虫剤の衛生害虫用殺虫剤で「薬事法」が適応になるのみである。カビとり剤に家庭用品品質表示法では、「品名」「成分」「液性」

「用途」「正味量」「使用量の目安」「使用上の注意」をその容器または包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で行うことと、酸性洗浄剤との混合により塩素ガスが発生する製品には、「特記注意事項」の表示が義務付けられている。家庭用殺虫剤の衛生害虫用殺虫剤に薬事法では医薬品等の基準、取扱いなどの規制事項が定められている。これらの法に基いて製品表示のガイドライン（自主基準）および手引きとして、カビとり剤では「家庭用カビ取り剤（塩素系）の自主基準」「家庭用カビ取り・防カビ剤安全マニュアル作成の手引き」が、家庭用殺虫剤の衛生害虫用殺虫剤では日本家庭用殺虫剤工業会による「医薬品殺虫剤等の添付文書（製品表示）作成のガイドライン」が作られている。このように製品表示を行う際、メーカーは法に従い、記載を行っているが、製品の容器という限られたスペースへの記載のため、文字が小さく読みにくい表示になっている。しかし、製品名、製品の特徴などに大きなスペースが取られていることから改良する余地はあると考えられる。消費者は製品表示に関心を示しているので、製品情報を提供するメーカー側には早急に消費者の要望に応えることが必要と考える。

来年度は、今年度の結果を基に、対象製品を他のカテゴリーに広げ、漂白剤、一回使い切りタイプ殺虫剤、義歯洗浄剤などに関しても調査を行う。調査対象者は地域、年齢層など範囲を広げる予定である。調査内容は、健康被害経験の有無も考慮に入れ、どのような製品表示であれば健康被害事故が予測できるかを考えてもらう設問などを考えている。また、アンケート方法も郵送などによる文書の配布などで、消費者の製品表示からの危険認識度のアンケート調査を行う予定である。

E.結論

今回のアンケート調査の結果より、消費者は製品表示にある程度の関心を示すが、製品表示から誤使用を防ぐための十分な製品情報は得られていないことが判明した。また、製品表示を効果的に行い、消費者が読んで守ろうとする意識を持つことにより、誤使用による健康被害事故は防げることが示唆された。しかし、現状では、製品表示はその製品の容器の限られたスペースに多くの事が記載されているため使用する度に全ての内容を読む事は困難と考えられる。

消費者の製品表示の理解度を高めるには、一瞬で目に入り内容が理解できる表示方法の工夫が必要と考えられる。

参考文献

- 1) (財) 日本中毒情報センター：2001 受信報告.中毒研究 2002；15,195-225.
- 2) 厚生労働省医薬局化学物質安全対策室:化学物質安全対策に関するNPO団体等との意見交換会報告書について.2002.03.13 (厚生労働省ホームページより)

F.健康危機情報

なし

G.研究発表

1. 論文発表
なし
2. 研究発表
第25回日本中毒学会総会（7月）発表予定

H.知的財産権の出版・登録状況

なし

資料 1

平成 15 年 1 月 14 日

各位

財団法人 日本中毒情報センター
常務理事 吉岡敏治

製品表示理解度に関するアンケート調査のご協力依頼

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当財団では、平成 14 年度厚生科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）として、「家庭用品における製品表示と理解度との関連及び誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究」（主任研究員：吉岡敏治）（3 年計画）の一環として、『消費者の製品表示理解度に関するアンケート調査』を計画しています。

2001 年に日本中毒情報センターへの家庭用品による中毒の問い合わせは、約 25,000 件ありました。そのうち、誤使用・誤飲・誤食による事故は約 24,000 件でした。その中で、誤使用による事故発生率及び有症率の高い製品について、アンケート調査を行います。

つきましては、土浦第二高等学校 PTA 会員の皆様にはお忙しいところ誠にお手数をおかけいたしますが、当アンケート調査にご協力をお願い申し上げます。

なお、アンケート調査に際しては、健康被害の履歴などの個人情報が漏れることがないように、無記名で実施します。また、アンケート調査の結果は、今回の調査研究においてのみ活用することとし、他の目的に流用することはいたしません。

この説明をお読みいただき、今回の調査研究の趣旨、目的をご理解いただいたうえで、アンケート調査にご協力、ご記入いただければ幸いです。

ご不明な点などございましたら、下記担当者までご連絡ください。

ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

敬具

(財) 日本中毒情報センター つくば中毒 110 番 担当 飯塚富士子
〒305-0005 つくば市天久保 1・2 つくば総合健診センター内
TEL 029-852-6399

資料2

製品表示理解度アンケート調査

<製品表示に関するアンケート>

Q1：あなたは製品を購入する際、製品表示を読みますか。

1. 表示全体をていねいに読む
2. 成分表示・使用上の注意など、一部だが、きちんと読む
3. 全体をさらっと読むだけ
4. 全く読んだことがない
5. 関心がない

Q2：製品表示の中で何に注目していますか。

1. 製品名
2. メーカー名
3. 成分表示
4. 使用上の注意
5. その他 ()

Q3：家庭用品を誤って使用して、健康被害を受けたことがありますか。

1. ある
2. ない

Q4: Q3 で 1 と答えた人にお聞きします。健康被害を受けた製品の名称と状況について、ご記入ください。(複数回答可)

(製品の名称) 状況

(.....)
.....

(.....)
.....

(.....)
.....

ありがとうございました。

資料3-1

製品表示理解度アンケート調査

対象製品：カビとり剤

[カビとり剤の製品表示と使用実態]

Q1：あなたの家で、カビとり剤を使用していますか。

1. 使用している 2. 使用していない

Q2：Q1で1と答えた人にお聞きします。使用している製品の名称を以下にご記入ください。
(複数回答可)

.....
.....

Q3：カビとり剤をどのくらいの頻度で使用していますか。

1. 毎日 2. 週に2~3回 3. 週に1回 4. 月に1~2回
5. 年に数回

Q4：カビとり剤を使用する際、製品表示を読みますか。

1. 表示全体をていねいに読む
2. 成分表示・使用上の注意など、一部だが、きちんと読む
3. 全体をさらっと読むだけ
4. 全く読んだことがない
5. 関心がない

Q5：製品表示の中で何に注目していますか。

1. 製品名 2. メーカー名 3. 成分表示 4. 使用上の注意
5. その他 ()

Q6：カビとり剤を使用する際、換気をしていますか。

1. 必ず換気する 2. 時々換気する 3. 全く換気しない

Q7：カビとり剤を使用する際、マスクを使用していますか。

1. 必ず使用する 2. 時々使用する 3. 全く使用しない

Q8：カビとり剤を使用する際、手袋を使用していますか。

1. 必ず使用する 2. 時々使用する 3. 全く使用しない

資料 3-2

[カビとり剤の健康被害に関する情報]

カビとり剤について：

日本中毒情報センターに家庭で使用する洗浄剤に関する問い合わせは1年間で約3,000件(2001年)あります。そのうち、カビとり剤に関する問い合わせは131件です。

カビとり剤は主成分が次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウムで、液性がアルカリ性のため、皮膚・粘膜の刺激作用が強いため、少量の誤飲・吸入などでも気持ちが悪くなったり、吐いたり、口の中に炎症ができたり、息苦しくなるなどの症状が発生する可能性があります。そのため、他の洗浄剤に比べて受信時に症状がある場合が多いという特徴があります。

カビとり剤の誤使用による中毒事故の状況：

日本中毒情報センターに問い合わせのあった誤使用による中毒事故の主な状況です。

症例	状況	症状
A	風呂場で、窓を開けてマスクをしないで、使用した。	フラフラする 足がガクガクして歩けない
B	入浴中にカビに気付いて、マスクをしないで、カビとり剤を使用し、お湯で流した。	めまい、恶心、嘔吐
C	おふろの掃除でカビとり剤1本を30分位で使った。マンションなので風呂場に窓がない。	息苦しい、ドキドキする
D	ドアを閉めて換気扇をつけて、カビとり剤で掃除をしていた	喉から気管支にかけて圧迫感がある
E	風呂場のサッシをカビとり剤を付けたブラシでこすって、水で洗い流さなかった。そのサッシを触った手をなめた。	咳
F	歯ブラシにカビとり剤を付けて掃除をした。 その歯ブラシで子供が歯磨きしていた	なし

別紙②の製品表示を参照して、以下の質問にお答えください。

Q9：カビとり剤の健康被害について知っていましたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

Q10：カビとり剤には、「混ぜるな危険」の表示があります。

‘何’と混ぜる‘何’が発生して危険なのか知っていますか。

1. 知っている

() と混ぜると () が発生する

2. 知らない

資料 3-3

Q11：カビとり剤を使用して、誤使用による事故が発生したことがありますか。

1. ある 2. ない

Q12：この製品表示から上記の誤使用による事故は防げると思いますか。

1. 十分防げる 2. 一部の事故は防げる 3. 防げない

Q13：Q12 で 1 と答えた人にお聞きします。製品表示内容の中で、どの項目が事故防止に役立っていると思いますか。（複数回答可）

1. 成分表示 2. 液性 3. 使用上の注意 4. 応急処置
5. その他（ ）

Q14：Q12 で 2、3 と答えた人にお聞きします。事故が防げないと思われたのは、製品表示のどの項目に記載が足りないと思いますか。また、それはどのような点ですか。
該当する番号に○をして（ ）の中に記入してください。（複数回答可）

1. 成分表示（ ）
2. 使用上の注意（ ）
3. 応急処置（ ）
4. その他（ ）

Q15：どのような内容の記載があれば、使用方法に注意し、誤使用による事故が防げると思いますか。

ありがとうございました。

資料 3-4

あるカビとり剤の製品表示です。
回答時に参照してください。

別紙②

表面

まぜるな
危険

塩素系

●酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て危険。●必ず換気をよくして使用する。●液が目に入ったら、すぐ水で洗う。●子供の手に触れないようにする。

裏面

必ず使用前に下記の「使用方法・注意」をよくお読みください。

- * 体調がすぐれない方や、心臓病・呼吸器疾患等の方は使わない事。
- 換気の際、2ヶ所以上開けると効果的。換気扇がある場合は併用する。
- マスク・ゴム手袋着用。■破損を避ける為、落とさない。
- [商品名]専用スプレー使用。他の容器に移して使わない。
- つけかえ時は液はね等に注意。

	用途	使い方
使用方法	浴室の壁・タイル・目地・マット ・小物類・シャワーカーテン ・扉等のゴムパッキン ビニルクロス・アルミサッシのゴム枠 壁・家具の裏側・押入れ	①専用スプレーの先端を回して『出』を△印にきちんと合わせる。 ②カビ汚れから約15cm離して直接スプレーする(泡がたれず効果的にカビを落とします。)③数分後、水で充分流し流す。 ④使用後は先端を「止」に合わせ、冷暗所に立てて保存する。 液を布等につけて拭き、その後、水拭きする。 40倍に薄めて拭き、その後、水拭きする。
使用量の目安	1平方メートル当たり約15回スプレー	●外國製タイルやユニットバスは変色があるので、必ず自立たないところで試してから使う。●浴槽にたれ落ちたまま放置すると変色があるので、すぐに水で洗い流す。●衣類や敷物、木製品につくと脱色するので注意。 ●製品(サビの原因になる)パッキンやコーティング剤の内部に食い込んだカビには効果がない場合がある。
使用上の注意	●上記用途以外に使わない。 ●必ず単独で使用。酸性タイプの製品や食酢、アルコール、アンモニア等と混ざると有害なガスが発生して危険。 ●動物性のハケ・ブラシは使わない。 ●目線より上にはスプレーしない。壁や天井等、高い所に使う時は柄つきのスポンジ等に液をつけ、塗りつける。 ●一度に大量に使ったり、続けて長時間使わない。 ●ゴム手袋を着用し、作業後は必ず手を洗う。	●目に入った時、すぐ水で15分以上洗い流す。そのまま放置すると失明のおそれがある。 ●飲み込んだ時、吐かせず、コップ1~2杯の水か牛乳を飲ませる。 ●いずれの場合も医師に相談する。 ●皮膚についた時:ぬめり感がなくなるまで流水で洗い流す。 ●異常がある場合は、医師に相談する。 ●目にしみたり、せきこんだり、気分が悪くなった時は、使用をやめてその場を離れ、洗眼・うがい等をする。
会社名・会社の住所・お客様相談室の電話番号・会社のホームページアドレス	品名:カビ取り用洗浄剤	成分:次亜塩素酸塩、水酸化ナトリウム(0.5%)
	液性:アルカリ性	界面活性剤(アルキルアミノキシド)、安定化剤

資料 4-1

製品表示理解度アンケート調査 対象製品：ポット洗浄剤

[ポット洗浄剤の製品表示と使用実態]

Q1：あなたの家で、ポット洗浄剤を使用していますか。

1. 使用している 2. 使用していない

Q2：Q1で1と答えた人にお聞きします。使用している製品の名称を以下にご記入ください。(複数回答可)

Q3：ポット洗浄剤をどのくらいの頻度で使用していますか。

1. 毎日 2. 週に2~3回 3. 週に1回 4. 月に1~2回
5. 年に数回

Q4：ポット洗浄剤を使用する際、製品表示を読みますか。

1. 表示全体をていねいに読む
2. 成分表示・使用上の注意など、一部だが、きちんと読む
3. 全体をさらっと読むだけ
4. 全く読んだことがない
5. 関心がない

Q5：製品表示の中で何に注目していますか。

1. 製品名 2. メーカー名 3. 成分表示 4. 使用上の注意
5. その他()

Q6：ポット洗浄剤を使用している間、「洗浄中」の表示をしていますか。

1. 必ずしている 2. 時々している 3. 全くしない

[ポット洗浄剤の健康被害に関する情報]

ポット洗浄剤について：

日本中毒情報センターに家庭用洗浄剤に関する問い合わせは1年間で約3,000件(2001年)あります。そのうち、ポット洗浄剤に関する問い合わせは114件です。

ポット洗浄剤は、その大半が酸性の製品で、主成分が100%近くクエン酸からできている製品と、スルファミン酸、炭酸塩、界面活性剤などの製品があります。形状は粉末と錠剤タイプの2種類があります。誤食程度では、重篤な中毒は起こりませんが、酸性の製品のため、酸による皮膚・粘膜の刺激作用があるため、気持ちが悪くなったり、吐いたり、口の中に炎症ができるなどの症状が発生する可能性があります。

資料 4-2

ポット洗浄剤の誤使用による中毒事故の状況：

日本中毒情報センターに問い合わせのあった誤使用による中毒事故の主な状況です。

症例	状況	症状
A	ポットを洗浄しているのを忘れて、その水を使ってもちを煮て食べた。	なし
B	ポットを洗浄している最中に、お湯を使ってミルクを作って飲ませた。	なし
C	錠剤をお菓子と間違えて舐めてしまった。	なし

別紙①の製品表示を参照して、以下の質問にお答えください。

Q7：ポット洗浄剤の健康被害について知っていましたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

Q8：ポット洗浄剤を使用して、誤使用による事故が発生したことがありますか。

1. ある 2. ない

Q9：この製品表示から上記の誤使用による事故は防げると思いますか。

1. 十分防げる 2. 一部の事故は防げる 3. 防げない

Q10：Q9で1と答えた人にお聞きします。製品表示内容の中で、どの項目が事故防止に役立っていると思いますか。(複数回答可)

1. 成分表示 2. 液性 3. 使用上の注意 4. 応急処置
5. その他 ()

Q11：Q9で2、3と答えた人にお聞きします。事故が防げないと思われたのは、製品表示のどの項目に記載が足りないと思いますか。また、それはどのような点ですか。該当する番号に○をして()の中に記入してください。(複数回答可)

1. 成分表示 ()
2. 使用上の注意 ()
3. 応急処置 ()
4. その他 ()

Q12：どのような内容の記載があれば、使用方法に注意し、誤使用による事故が防げると思いますか。

.....
.....
.....
.....

ありがとうございました。

資料 4-3

別紙①

あるポット洗浄剤の製品表示です。

回答時に参照してください。

[品名] ポット用洗浄剤

[成分] スルファミン酸 (73.4%)、界面活性剤、発泡剤(炭酸塩)、金属イオン封鎖剤

[液性] 酸性

[使用上の注意]

- (1)子供の手が届くところに置かない。
- (2)使用の際は炊事用手袋を使う。
- (3)用途外に使用しない。
- (4)開封後は、すぐに使用する。
- (5)高温多湿な場所に保管しない。

[応急処置]

- (1)目に入った場合、放置すると目を痛める恐れがあるので、水で15分以上洗い流す。飲み込んだ場合、吐かせずコップ1~2杯の牛乳または水を飲ませる。いずれの場合も処置したうえ、医師に相談する。
- (2)皮膚についてた場合、水で十分洗い流す。異常が残る場合は、医師に相談する。
- (3)受診する際、本品を持参する。

[警告]

熱湯に錠剤を入れない

熱湯に使用すると、錠剤が激しく発泡して危険なので熱湯に使用しない。
また、ポットから大量に湯があふれ出て、ヤド・ポットの破損の原因となることがある。

薬剤による洗浄中は電源を抜くこと

電源を入れたまま使用すると沸騰して、注ぎ口や蒸気口から熱湯が噴出することがあるので電源を抜く。また、感電の原因になることがある。

上プラを閉めて使用しない

フタの表示部分に洗浄液や水がかかると動作不良の原因となることがある。また、フタを閉めたまま使用するとフタ内部に洗浄液が入り、沸騰時に湯が噴き出る原因になるので上フタは閉めないこと。